

2024年3月18日

名古屋市中区栄四丁目5番3号
株式会社ウッドフレンズ
代表取締役 前田 和彦

吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

当社は、株式会社ウッドコンストラクション（以下「ウッドコンストラクション」という。）との間で当社を吸収分割会社、ウッドコンストラクションを吸収分割承継会社として2024年6月1日を効力発生日として当社の住宅事業をウッドコンストラクションに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関する契約を締結しました。

本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）
別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）
当社はウッドコンストラクションの発行株式全てを保有しているため、本吸収分割に際して、ウッドコンストラクションが当社に対して、株式その他金銭等を交付しないことは、相当であると判断しております。
3. 分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）
該当事項はありません。
4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）
該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。したがって、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

(2) ウッドコンストラクションの債務の履行の見込みに関する事項

承継会社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。したがって、承継会社が当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

別紙 1

吸収分割契約書

収入印紙
40,000 円

吸収分割契約書

株式会社ウッドフレンズ(以下「甲」という。)と株式会社ウッドコンストラクション(以下「乙」という。)とは、甲の住宅事業を乙が承継する吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は本契約の定めに従い、本効力発生日(第5条に定義する。)をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲が住宅事業(以下「本対象事業」という。)に関して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 (商号及び住所)

甲並びに乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲 : 吸収分割会社

商号: 株式会社ウッドフレンズ

住所: 名古屋市中区栄四丁目5番3号

(2) 乙 : 吸収分割承継会社

商号: 株式会社ウッドコンストラクション

住所: 名古屋市中区栄四丁目5番3号

第3条 (承継する権利義務)

1. 甲の本対象事業に関する資産、負債その他の権利義務は別紙記載のとおりである。
2. 本吸収分割による債務その他の義務の甲から乙に対する承継は、すべて併存的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務その他の義務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担全額を求償することができる。

第4条 (分割対価の交付)

本吸収分割による株式その他の金銭等の交付を行わない。

第5条 (効力発生日)

本吸収分割の効力発生日は、2024年6月1日とする。

第6条 (株主総会決議)

1. 甲は会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う
2. 乙は会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う

第7条 (競業禁止義務)

甲は効力発生日後においても、本対象事業について乙に対し競業禁止義務を負わない。

第8条 (本契約の解除等)

本契約締結の日から本吸収分割の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたとき、本対象事業の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたとき、本吸収分割の実行又は本効力発生日後の乙による対象事業の運営に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときには、甲乙協議のうえ本吸収分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項の他、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ定める。

本契約の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ甲が本書を保有し、乙はその写しを保有する。

2024年3月18日

(甲) 名古屋市中区栄四丁目5番3号
株式会社ウッドフレンズ
代表取締役 前田 和彦

(乙) 名古屋市中区栄四丁目5番3号
株式会社ウッドコンストラクション
代表取締役 林 知秀

【別紙】

承継権利義務明細

乙は、本対象事業に関して甲が本効力発生日の前日の終了日（以下「基準日」という。）において有する、次に記載する権利義務を承継する。

1. 承継する資産及び負債

本対象事業に属する一切の資産、負債及びこれらに付随する権利義務とする。

ただし、以下の各号に掲げるものを除く。

- (1) 棚卸経理されている土地及び建物
- (2) 社債及び借入金
- (3) 買入債務
- (4) 未払金及び未払費用
- (5) 偶発債務
- (6) その他本吸収分割の実行に支障となるもの

2. 承継する契約関係

本対象事業に関する売買契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、派遣契約その他一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する一切の権利義務とする。

ただし、以下の各号に掲げる契約を除く。

- (1) 金銭消費貸借契約
- (2) 債務保証契約

3. 労働契約上の権利義務

本対象事業に従事する甲の従業員（効力発生日において甲と労働契約を締結している者をいう。）に係る労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務とする。

なお、甲における勤続年数は乙において通算する。

4. 承継する文書及び資料

本対象事業に専ら関連する開発、設計、製造、販売、品質保証、経営管理その他の文書及び資料とする。

以 上

別紙 2

貸借対照表
2024年2月1日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預金	20,000	資本金	20,000
資産合計	20,000	負債・純資産合計	20,000

ウッドコンストラクションの第1期事業年度は、成立の日である2024年2月1日から同年5月31日までですが、本書作成日現在、第1期事業年度を終了していないため、成立の日における貸借対照表を記載しております。

以 上